令和　　年　　月　　日

別段面積及び区域の指定申請書

五所川原市農業委員会

会　長　　森　　義　博　　殿

住所

氏名

空き家バンク登録物件に付随した下記の農地について、農地法第３条第２項第５号に規定する別段面積（１㎡）の指定を受けたいので申請します。

空き家の所在地：

空き家の所有者：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農地の所在（五所川原市） | 面積（㎡） | 農地の所有者 | 売買等の条件など記入 |
| 大字 | 小字 | 地番 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【連絡・照会先】

　　住　　所：

　　氏　　名：

　　電話番号：

【誓約事項】

　　農地法第３条第２項第５号に規定する別段面積（１㎡）の指定を受けた後の売買については、空き家バンクに登録した空き家と一括で購入する者への売買にのみ適用されることを確認しています。対象者以外と売買を行なう場合は、取り消しを受けても異議はありません。

【添付書類】空き家バンク登録完了証（土地登記事項証明書、公図、位置図を添付）

※裏面もご確認ください。

【指定できる条件】

　　空き家バンクに登録された空き家の所有者が所有する遊休農地で、以下の農地に該当しないこと

　　①賃貸借、地上権等が設定されている農地

　　②利用権が設定されている農地

　　③農地中間管理権が設定されている農地

　　④作業受委託契約されている農地

　　⑤原則として多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業の対象となっている農地

　　⑥地域等が取り組む集団的営農活動に参加している農地

【注意事項】

　・当該農地の農地法第３条第１項の許可申請が許可され、権利が移動となった後に

おいては当該農地の別段の面積指定は解除する。